

# 行政文書開示決定通知書

交指発第3753号

平成30年9月18日

様

愛知県警察本部長



平成30年9月5日付けで開示請求のありました行政文書については、次のとおり開示することとしましたので、愛知県情報公開条例第11条第1項の規定により通知します。

行政文書の名称	交通切符等作成要領のうち、1信号無視(赤色等)、2信号無視(赤色点滅)、31指定場所一時不停止等及び32指定場所一時不停止等 交差道路……通行妨害の部分 (請求日現在、警察本部交通指導課で管理するもの)		
開示を実施する日時及び場所	日 時	平成 年 月 日	午前 時
	場 所		午後 時
開示の実施の方法	写しの郵便等による送付		
開示の実施に要する費用の額	1 写しの作成に要する費用		20円
	2 写しの送付に要する費用	郵便切手	82円分
担当課等	愛知県警察本部交通部 交通指導課指導企画係 電話 052-951-1611 内線 5123		

- 注1 ~~当日は、この通知書を持参の上、上記の開示場所までお越しく下さい。~~
- 注2 ~~当日御都合が悪い場合には、あらかじめ担当課等まで御連絡ください。~~
- 注3 ~~「写し」には、電磁的記録を用紙に出力したものが含まれます。~~

郵送を希望する開示請求者への開示・  
一部開示決定通知書に添付するもの

## (連絡表)

開示請求に伴う行政文書の写しを郵送いたします。

つきましては、それに先立ちまして、次にお示しいたします写しの作成に要する費用及び郵送のための郵便切手を送付してください。

### 1 写しの作成に要する費用

20円  
(内訳) 単価 10円 × 2枚 = 20円

### 2 写しを郵送するための郵便切手(現金ではなく切手を送付してください。)

82円分

### 3 写しの作成に要する費用の支払い方法

郵便局で扱っております現金書留・普通為替証書・定額小為替証書のいずれかの方法で、お支払いください。

なお、為替証書で支払われる場合は、受取人は指定しないでください。  
また、お釣りがあられる場合は切手でお支払い致しますのでご了承ください。

### 4 送付先

〒460-8502

愛知県名古屋市中区三の丸二丁目1番1号

愛知県警察本部 住民サービス課 情報公開センター

電話番号 052-951-1611 内線 2930

1 信号無視 (赤色等)						点数	2	
金額	大型	12	普通	9	二輪	7	原付	6
(5) 違反事項・罰条	<input checked="" type="checkbox"/> ② 信号無視 (赤色等) <input type="checkbox"/> 信号機信号 7,4・I、119・I (1の2)、令2・I <input type="checkbox"/> 赤色 <input type="checkbox"/> 黄色 <input type="checkbox"/> 不注意による確認義務 不履行 119・II 追加 <input type="checkbox"/> 信号 <input type="checkbox"/> <input type="checkbox"/> 踏切 <input type="checkbox"/> <input type="checkbox"/> 同通行帯							
	報告書・続							
特記事項	1 停止線手前 約10メートルの地点で赤色灯火となった。 2 時速 約40キロメートルで通過した。 3 交差点内に前車は無く、信号の視認性も良好であった。 4 違反者は、「脇見をしていたので赤信号に気付かなかった」と申し立てた。							
留意事項	1 黄色信号が表示されたときに停止線に接近していて安全に停止できないときは、そのまま進行してもよい。 2 過失処罰							

2 信号無視 (赤色点滅)								点数	2
金額	大型	9	普通	7	二輪	6	原付	5	
(5) 違反事項・罰条	<input checked="" type="checkbox"/> ⑨ 信号無視 (点滅) <input type="checkbox"/> 信号機信号赤色点滅無視 7,4・I、119・I (1の2)、令2・I								
	報告書・続								
特記事項	1 信号機の種類 (自動感應式・定周期式・押ボタン式等) 2 違反車両は、赤色点滅信号にもかかわらず、一時停止することなく時速約20キロメートルで通過した。 3 東西赤色点滅、南北黄色点滅信号で正常に作動していた。								
留意事項	1 違反車両の前方を他の車両が進行していたときは、その位置、距離関係を明らかにし、信号機の点滅が確認(視認性)が、できたかを確かめること。 2 点滅信号時間帯(夜間のみ等)があれば、特記事項に「点滅の時間帯」を記載すること。								

31 指定場所一時不停止等							点数	2
金額	大型	9	普通	7	二輪	6	原付	5
(5) 違反事項・罰条	③ 指定場所一時不停止等      □ 指定場所一時不停止 43、4・I、119・I (2)、令1の2							
報告書・続								
特記事項	1 標識は正常に設置され、視認性も良好であった。 2 違反者は、時速 約30キロメートルで通過した。 3 違反者は、「急いでいたので止まらなかった。」と申し立てた。							
留意事項	1 標識、標示の設置状況を確認すること。 2 現認位置は、違反車両の見通し状況及び距離に留意すること。 3 標識の種類(路側式・オーバーハング等)、位置を正確に記入すること。 4 過失処罰							

32 指定場所一時不停止等 交差道路・・・通行妨害							点数	2
金額	大型	9	普通	7	二輪	6	原付	5
(5) 違反事項・罰条	③ 指定場所一時不停止等      □ 一時・・・      □ 交差道路通行車両等の進行妨害 一時不停止      43、119・I (2)							
報告書・続	補足欄      □ 普通車の直前を横切り急ブレーキをかけた							
報告書・続								
特記事項	1 違反者は、「急いでいたので、先に行けると思い、一時停止後発信した。」と申し立てた。 2 左方車両は、時速 約30キロメートルで進行中であったが、違反者が直前を横切ったため、急ブレーキをかけた。							
留意事項	1 標識(標示)設置位置を正確に記入すること。 2 被妨害車両の特定(車種、色、ナンバー等)							